

児童扶養手当の受給には申請が必要です！

児童扶養手当は、次のいずれかに該当する児童を監護する父、母または父母にかわりその児童を養育する方が受給対象となります。受付は随時行っていますが、手当の支給は申請月の翌月分からとなります。

■手当の対象となる児童

「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日(18歳の年度末)までにある児童をいいます。ただし、一定の障害がある場合は、20歳未満までが対象となります。

- ・父母が離婚した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が一定の障害の状態にある児童
- ・父または母が生死不明な児童
- ・父または母が1年以上遺棄している児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童
- ・母が婚姻によらないで生まれた児童
- ・母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

■申請方法

認定請求書と必要書類(戸籍謄本など)を添えて、健康福祉課まで提出してください。

※受給要件や提出書類等は、所得や家族の状況などによって異なります。事前に健康福祉課までお問い合わせください。

■支給額

【全部支給の場合】

児童1人目：45,500円
児童2人目の加算額：10,750円
児童3人目以降の加算額：6,450円

【一部支給の場合】

児童1人目：10,740円～45,490円
児童2人目の加算額：5,380円～10,740円
児童3人目以降の加算額：3,230円～6,440円

※一部支給の場合は、所得に応じて支給額が決定します。

※受給資格者、その配偶者または同居の扶養義務者の前年の所得が一定額以上である場合は、その年度(11月から翌年10月まで)の手当の一部または全部の支給が制限されます。

■その他

- ・受給資格があっても、請求しない限り支給されませんので、ご注意ください。
- ・婚姻の届出をしていない事実婚の場合や児童福祉施設に入所中、里親に委託されているなどの場合は、手当が支給されません。

ハローワーク臨時相談窓口を開設します

児童扶養手当を受給している方を対象とした、ハローワーク水戸の臨時相談窓口を開設します。

日時 8月13日(火) 午前10時～午後4時

※午後1時～2時は除く

場所 役場本庁舎1階 相談室3

問合せ ハローワーク水戸 専門相談部門

☎029-231-6221(部門コード43#)

～現在、児童扶養手当を受給している方へ～

●児童扶養手当現況届を提出してください

現在、児童扶養手当を受給している方(支給停止になっている方を含む)は、8月30日(金)までに現況届の提出が必要です。現況届の提出がないと、11月分以降の手当が受給できなくなりますので注意してください。

●児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書の提出について

児童扶養手当の受給から5年を経過するなど、一定の要件に該当する受給者へ『児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ』を送付しました。期限内に必要な書類を添付して、健康福祉課まで提出してください。届出書を提出されなかった方は、手当の2分の1が支給停止となる場合があります。

問合せ 健康福祉課 ☎029-353-7265(直通)